

償 還 届

年 月 日

(宛先)千葉県山武市長

届出者 住 所

氏 名 ⑩

山武市看護学生奨学金貸付に関する条例施行規則第15条の規定により、奨学金について下記のとおり償還します。

記

借 用 金 額	円
貸 付 期 間	年 月から 年 月まで
償 還 事 由 (該当する番号に○)	1 奨学金を貸付けの目的以外に使用したとき。 2 詐欺その他不正の手段により、奨学金の貸付けを受けたとき。 3 奨学金の返還を怠ったとき。 4 死亡したとき。 5 養成施設の課程を退学し、又は中止したとき。 6 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。 7 心身の故障のため、養成施設の課程の履修又は継続の見込みがなくなると認められるとき。 8 前各号に掲げる場合のほか、奨学金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。
償 還 方 法	1 一括      2 分割 (分割で返還する場合、その納付を2回分怠ったときは、期限の利益を喪失し直ちに一括で返還します。)

借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一、借受人が履行しない場合は、その債務を負担することを保証します。

住 所

連帯保証人 氏 名 ⑩

電話番号

極度額 円

住 所

連帯保証人 氏 名 ⑩

電話番号

極度額 円

※ 連帯保証人は、実印を押印してください。